

吸収分割に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号に定める事後開示書面)

2024 年 10 月 1 日

ニチレキグループ株式会社

ニチレキ株式会社

2024年10月1日

吸収分割に係る事後開示事項

東京都千代田区九段北四丁目3番29号
ニチレキグループ株式会社
代表取締役社長 小幡 学

東京都千代田区九段北四丁目3番29号
ニチレキ株式会社
代表取締役社長 小幡 学

ニチレキグループ株式会社（2024年10月1日付で「ニチレキ株式会社」から商号変更いたしました。以下「ニチレキグループ」といいます。）は、2024年5月17日付でニチレキ株式会社（2024年10月1日付で「ニチレキ分割準備株式会社」から商号変更いたしました。以下「ニチレキ」といいます。）との間で締結した吸収分割契約書に基づき、2024年10月1日を効力発生日として、ニチレキグループを吸収分割会社、ニチレキを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）を行いました。

本件吸収分割に関し、会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条並びに会社法第801条第3項第2号に定める事項は下記のとおりです。

なお、本件吸収分割は、吸収分割承継会社であるニチレキにおいては会社法796条に規定する略式吸収分割となります。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第189条第1号）

2024年10月1日

2. 吸収分割会社における会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過並びに第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過（会社法施行規則第189条第2号）

(1) 株主の差止請求に係る手続の経過

本件吸収分割において、会社法784条の2の規定に基づき、ニチレキグループに対して請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の手続の経過

ニチレキグループは同社の株主に対し、会社法 785 条第 3 項及び第 4 項に定める公告を 2024 年 8 月 20 日付で行いましたが、同条 1 項に従いニチレキグループに対して株式の買取りを請求した株主はいませんでした。

(3) 新株予約権買取請求の経緯

ニチレキグループは新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議の経緯

本件吸収分割におけるニチレキグループからニチレキへの債務の承継は、重疊的債務引受の方法により行いましたので、会社法 789 条の規定による手続きは実施しておりません。

3. 吸収分割承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続きの経過並びに第 797 条、及び第 799 条の規定による手続きの経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

(1) 株主の差止請求に係る手続きの経過

本件吸収分割において、会社法 796 条の 2 の規定に基づき、ニチレキに対して請求権を行使した株主はおりませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求の経緯

ニチレキは、唯一の株主であるニチレキグループが特別支配会社に該当するため、会社法 797 条の規定による手続きは実施しておりません。

(3) 債権者の異議の経緯

ニチレキは、会社法 799 条第 2 項の規定に基づき、2024 年 8 月 20 日付の官報に公告を行いました。所定の期間内に異議を述べた債権者はありませんでした。なお、ニチレキには、異議を述べることができる知っている債権者が存在しなかったことから、各別の催告は実施しておりません。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

ニチレキは 2024 年 5 月 17 日付吸収分割契約書に従い、本件吸収分割の効力発生日である 2024 年 10 月 1 日をもって、ニチレキグループの営む一切の事業（ニチレキグループが株式を保有する会社の事業活動に対する支配・管理、グループ運営に関する事業及び不動産の管理・賃貸に関する事業を除く。）に係る資産・負債その他の権利義務を承継いたしました。

5. 吸収分割の変更の登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

本件吸収分割に関するニチレキグループ及びニチレキの変更登記申請は、いずれも 2024 年 10 月 1 日に行う予定です。

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上